

宇情審答申第21号
平成18年9月15日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年3月27日付け、17宇財務第435号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「宇治市立大久保小学校と（仮称）消防大久保分署の「合築」にかかる協議の会議録」について、公文書非公開決定（不存在等）に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の判断は妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成17年11月11日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し別紙を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の本件請求に係る公文書の特定及び当該公文書の公開に係る決定

平成17年11月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由として、公文書非公開決定（不存在等）を行い、同日、異議申立人に通知した。

3 異議の申立て

平成18年1月23日、異議申立人は、本件の公文書非公開決定を不服として、異議申立てを行った。

4 審査会への諮問

平成18年3月27日、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件の異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取消決定を求める。

2 主張

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 本件請求に係る、大久保小学校と消防分署との合築計画（以下「本件計画」という。）は、大久保小学校の改築にあわせて、同校敷地内に消防分署を建設し、プールと合築（下層を消防分署、上層をプール）するものであった。

そもそも、大久保小学校の改築については、平成17年度予算の議会での事業概要の説明では、本件計画はなかった。また、平成17年7月14日に行われた大久保小学校改築設計委託の入札の仕様書にも、本件計画はなかった。

ところが、8月26日の宇治市議会総務常任委員会ならびに文教福祉常任委員会に、本件計画が示された。

その後、本件計画に対する反対運動が広がり、宇治市は12月28日に、本件計画の断念を表明した。

(2) 本件計画について、宇治市長は「今後の公共事業のモデル的なものになるようにいたしてまいりたいと考えております」と答弁したが、今後の公共事業のモデルにしようとしている本件計画について、関係部署でどのような協議が行われたのか、その意思形成の経過を市民に明らかにすることは行政の説明責任からも当然のことである。

(3) 宇治市庁議等に関する規程第4条は、庁議に付議する事項として、市政運営の基本方針に関すること（第1号）、市政の基本構想、基本計画、実施計画、各部門別計画その他重要な計画に関すること（第2号）、予算編成方針に関すること（第3号）、重要な事務事業の計画及び決定に関すること（第4号）などを定めているが、このうち、第3号と第4号は特に当てはまると言える。

実施機関が主張するとおり、本件計画を庁議に付していないとすれば、行政の進め方として重大な問題である。

(4) 実施機関は、7月22日の政策・財務協議及び8月11日の理事者協議について、法令、条例、規則等に会議録を作成することを義務付ける規定がないため、会議録を作成していないと説明しているが、この説明も納得できない。

そもそも行政は、行政方針に基づき、予算措置を行い、それに基づき事業が執行されるものである。

(5) 一度決まって進行中の大久保小学校の改築事業が、7月22日の政策・財務協議、8月11日の理事者協議で本件計画に変更されたとのことだが、その変更の記録が存在しないということは、行政の進め方として極めて問題がある。

仮に、本件計画どおり大久保小学校の改築が行われたとするならば、当初の計画がなぜ合築になったのか、行政には全く記録がないことになる。そうしたことは全く考えられず、「ないものは出せない」という非公開の理由は理解できない。

(6) そもそも条例では、市民の知る権利の保障にとどまらず、「本市の保有する情報の一層の公開を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務が全うされるようにし、もって市政への積極的な市民参加と公正な市政を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民生活の向上に寄与することを目的とする。」とされている。

仮に、「行政にとって不都合な文書は作成しない。記録は残さない。」ということであるとすれば、条例の目的を逸脱した行政運営が行われていることになる。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べているところを総合すると、概ね次のとおりである。

1 本件計画について

平成17年度議案第78号（平成17年度宇治市一般会計補正予算（第3号））で、伊勢田消防分署を廃止し大久保小学校敷地内に新たに消防分署を設置するための建築

設計委託料が計上された。

本件計画は、小学校施設と消防施設を立体的に合築（下層を消防分署として、上層を学校施設とする。）することを内容とするものである。

当該予算案は、地元関係者の一定の理解が得られるのを待って実施されるよう強く求める旨の付帯決議が行われた上で議会の議決を得たが、結果的には平成17年12月に本件計画は撤回された。

- 2 本件請求の対象となる協議（以下「本件協議」という。）は、平成17年7月22日に開催された政策・財務協議及び平成17年8月11日に開催された理事者協議である。これらの協議は本件計画の今後の取扱いについて関係各課間及び理事者の意見調整を図ることを目的として開催されたものである。

なお、本件計画は個別の事業に関することであり、庁議の付議事項（宇治市庁議等に関する規程第4条各号）のいずれにも該当しないので、本件計画を庁議で審議したことはない。

- 3 本件協議は、いずれも法令、条例、規則の根拠に基づくものではないので、会議録作成を義務付ける規定は存在しない。また、宇治市文書等管理規則にも、会議録作成を義務付ける規定は存在しない。

- 4 協議は日常的に多数行われており、その内容も重要なものから軽微なものまで様々であるが、個々の協議は最終的な意思決定に至るまでの調整過程として認識されており、協議過程での合意のもとに各担当が作業を進めていくことから、必ずしもその都度会議録を作成することはなく、本件協議については、会議録を作成しなかった。

なお、本件協議については、消防本部が伊勢田消防署改築の予算要求をしたため、消防本部において会議録を作成している。

- 5 本件協議においては、出席者の一部によるメモが存在しているが、これらは、当日使用された資料に書き込まれたものである。これらのメモは、職員個人が備忘録として保有しているものであり、実施機関が組織的に共用する実態はないことから、条例第2条第1号の「公文書」には該当しない。

- 6 以上述べたとおり、本件協議については会議録を作成しておらず、本件請求に係る公文書が存在しないため、公文書非公開決定を行ったものである。

第5 判断

- 1 本件の異議申立てについては、本件請求に係る公文書が存在するか否かが争点になる。条例第2条第1号に規定する「公文書」は、起案・受理・供覧等の手続きが完了したものに限らず、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを広く含むものである。

そこで、審査会は、公文書の取得、作成、廃棄等に係る法令、条例及び規則上の根拠ならびに実際上の取扱い、協議の際に作成されたメモの状況等を実施機関から聴取する等して、本件請求に係る公文書が存在しないとした実施機関の判断の適否を慎重

に審査するものである。

2 審査会は、実施機関の説明から、次のことを確認した。

- (1) 本件協議における会議録作成に関する、法令、条例、規則上の規定は存在しない。
- (2) 庁議において、本件計画を審議したことはない。
- (3) 本件協議の会議録の実際上の取扱いについては、実施機関は会議録を作成していないが、消防本部が会議録を作成している。

なお、この会議録は、既に異議申立人に提供されている。

(4) 本件協議におけるメモの状況としては、出席者の一部が協議の資料に書き込んだものが存在する。

3 宇治市においては、庁議は予算編成方針の基本的考え方、行政全般に係る方針等を検討するものとして運用されており、個別的な事業は検討しないことが確認された。

また、実際に平成17年度の庁議にかけられた事項についても調査したが、個別的な事業に係るものの検討は行われておらず、本件計画が庁議に付されていないのが特別の取扱いとは考えられない。

したがって、本件計画に係る庁議の会議録が存在しないという実施機関の主張は不合理なものであるとは認められない。

4 本件計画については、これを提案し、新たな予算要求を行った消防本部が主な担当として、事務を進めた事情が認められ、実際に本件協議については、消防本部が会議録を作成している。このような事情を考慮すれば、どのような協議について会議録を残すべきかを定めた規則等のない宇治市の現状においては、本件協議の会議録を作成していないという実施機関の事務処理が異例のものであったと判断することはできない。

5 本件協議におけるメモについては、出席者の一部が個人的な備忘録として、協議の際に配布された資料に記録したものである。このようなメモが、その後、当該メモ作成者以外の者の利用に供されたことも認められなかった。また、その内容・分量・形式は、一定のものではなく、その管理の仕方についても課で指示する等は一切行われていない。これらのことから、上記のメモは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有する実態は認められない。したがって、本件協議におけるメモは、条例第2条第1号の「公文書」には該当しない。

6 審査会は、その他実施機関の説明を詳細に検討したが、本件請求に係る公文書が存在するという確証を得ることはできなかった。

第6 結語

以上より、結論のとおり答申する。

別紙

本件請求に係る公文書の内容

宇治市立大久保小学校と（仮称）消防大久保分署の「合築」にかかる協議の会議録

- ① 政策経営監や政策室、財務室が参加した、宇治市立大久保小学校と（仮称）消防大久保分署の「合築」にかかる協議の会議録
同会議の開催日時と出席者
- ② 宇治市立大久保小学校と（仮称）消防大久保分署の「合築」にかかる庁議の会議録

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 3月27日	諮問書の受理
平成18年 5月 2日	実施機関の理由説明書の受理
平成18年 5月23日	異議申立人の意見書の受理
平成18年 5月26日	審査会（第1回）
平成18年 6月27日	審査会（第2回）
平成18年 7月28日	審査会（第3回）
平成18年 8月24日	審査会（第4回）
平成18年 9月15日	答申